

厚生労働省保険局が 健康保険法を誤解釈していることをご存知ですか？

厚生労働省の通知に端を発した、一部の保険者による「義肢装具士の関与がない靴型装具には療養費を支給しない」という、足部・脚部に疾患のある患者の人権に関わる事件の真相が、明らかになりました。

2018年に発出された当該の通知の文言によって、従来からの療養費の支給要件が突然変更されることになり、保険事務現場に混乱が生じたことから、関係者が厚労省に通知発出の法的根拠の開示を求めましたが、「要件の変更により、支給されなくなった事例」が頻発しているにもかかわらず、厚労省は「従来から何も変わっていない」というだけで、まともに回答しようとしませんでした。

ところが、協会けんぽの被保険者が不支給処分の取り消しを求めて裁判を起こした結果、その控訴審の中で、当該通知を出した「法的根拠」を厚労省が初めて開示することになり、局面が変わることになります。

厚労省の裁判所への回答内容を知って、関係者一同、全く想定外のことだったので驚愕すると同時、この間の厚労省の頑なな対応を、それなりに理解することができました。

なんと、厚労省保険局は、健康保険法の、それも法制定時以来不変である「療養費の支給要件」に関する解釈を完全に間違っていたのです。厚労省保険局が、自らの規範法である健康保険法の条文を誤解釈し、その間違っ理解した条文を「通知発出の法的根拠」と確信しているという、前代未聞のことが起こっていたのです。

残念なことに、裁判では、被保険者からの鋭い追及があったにもかかわらず、裁判所があえて法解釈を避けたことから、「厚労省による法律の誤解釈を根拠にした通知発出」という違法な現実が、裁判によって正されることはありませんでした。

そこで、この現実を踏まえて私たちは、真相を知った主権者の当然の責務として、司法が判断を避けた「厚労省の健康保険法に対する完全な誤解釈」という事実を周知し、違法性が濃厚な当該通知の撤回を厚労省に迫っていかねばならないと考えています。

そのためには、まず、厚労省が健康保険法をどのように間違っ理解しているのかを正確に理解しなければなりませんので、下記の通り、三雲崇正弁護士にわかりやすく解説していただくことにいたしました。

三雲弁護士は、被保険者の代理人として、直接本件裁判に関わられましたので、厚労省のみならず裁判所の認識の誤謬についても詳しく解説していただけたと思います。

ぜひご参集をお願いいたします。

10月28日(水) 午後 6 時30分

場所：新宿区戸塚地域センター 5階 会議室 1

裁判で明らかになった
厚労省による健康保険法の誤解釈
—— 健康保険法第87条第1項の解釈について ——

講師：三雲 崇正 氏（東京第二弁護士会所属）

療養費の公正な支給を求める会 (03-5906-5009) / 協力:健康な歩みをめざす会